

京都府農林水産部所管府営事業に係る週休2日制工事試行要領

(趣旨)

- 1 本要領は、農林水産部が発注する土木工事において、週休2日制を試行するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

- 2 建設業においては、建設工事従事者の高齢化や若手入職者の減少など、将来の担い手確保が課題であり、建設現場における労働環境の改善が求められている。
このため、労働環境の改善に向けた意識向上を図るとともに、建設現場における「週休2日」の普及に向けての効果や課題を把握するための取り組みとして、「週休2日制工事」を試行することを目的とする。

(試行のタイプ)

- 3 当面は、受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む「受注者希望方式」とする。

(試行対象工事)

- 4 原則、農林水産部発注の全ての土木工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。
 - (1) 緊急対応が必要な工事
 - (2) 施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備製作据付工事のうち製作工事
 - (3) 災害復旧やその他の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事
 - (4) 工事期間又は作業時間に著しい制約がある工事
 - (5) その他、発注機関の長が週休2日制工事になじまないと判断した工事なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制の対象工事であることを明記する。

(週休2日の考え方)

- 5 工期内の施工に必要な期間^{*1}において、週休2日の現場閉所^{*2}を行ったと認められること。週休2日の考え方は次のとおりとする。
 - (1) 施工に必要な期間内で、以下を除く現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態
 - ① 年末年始(6日間)及び夏季休暇(3日間)
 - ② 工場製作のみの日数
 - ③ 工事事務による不稼働日数
 - ④ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
 - ⑤ 工事の全面中止日数
 - ⑥ その他

- ※1 施工に必要な期間：現場着手日から現場終了日までとする。後片付け期間^{※3}は除く。
 - ・現場着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
 - ・現場終了日：工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。
 - ※2 現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態。
 - ※3 後片付け期間：工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間。
- (2) 当該現場における以下の行為日数は現場閉所日数に含めることができるものとする。
- ① 雨天や降雪時等による現場閉所
 - ② 災害応急対応等
 - ③ 異常気象時等における安全パトロール
 - ④ 現場見学会等

(試行方法)

- 6 試行方法は次のとおりとする。
- (1) 入札段階(特記仕様書等)で、週休2日制の対象工事であることを明記する。(別紙1参照)
 - (2) 受注者は、本要領に基づき週休2日を実施する場合は、工事着手前に週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し、監督職員と協議すること。
 - (3) 予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督職員と協議を行うこと。なお、天候不良等のやむを得ない事情により急遽現場閉所した場合は、この限りでないが、後日遅滞なく監督職員に事情を報告すること。
 - (4) 監督職員と協議を行わずに、やむを得ない事情以外で予定していた現場閉所日を変更した場合は、現場閉所日数に含めない。
 - (5) 受注者は、週休2日の取組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。
 - (6) 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。
 - (7) 現場代理人等(監理技術者、主任技術者含む)が現場閉所日に現場外での書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。

(確認方法)

- 7 確認方法は次のとおりとする。
- (1) 受注者は、現場終了日以降工事完成届を提出する日までに、現場閉所日数が確認できる資料(任意様式。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。)を「工事打合せ簿」による報告とあわせて監督職員に提示すること。なお、「工事打合せ簿」には現場閉所率を記載すること。

- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。
- (3) 監督職員が必要に応じて契約期間中に週休2日の実施状況を確認する場合、受注者は資料の提示等により協力するものとする。

(設計変更)

8 週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、精算時にそれぞれの経費に補正係数を乗じて適切に請負代金額を変更するものとする。

ただし、労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていない市場単価及び見積単価は、当該単価補正の対象としない。

その他、工期の延長等は「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」に基づき適切に設計変更を行うものとする。

	4週8休以上 (注1)	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25%未満
労務費	1.05 (注2)	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04 (注1)	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04 (注1)	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.06 (注1)	1.04	1.03

※現場閉所率は、小数第2位を切り捨て

(注1) 漁港漁場関係工事積算基準を適用する「漁港漁場整備工事」の試行工事は、「4週8休以上」達成時に労務費のみを補正する。（機械経費、共通仮設費及び現場管理費は、補正しない。）

(注2) 漁港漁場関係工事積算基準を適用する労務費については、港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水土、潜水連絡員、潜水送気員）は除く。

(工事成績評定)

9 週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。

週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行ったと認められない場合、工事成績は減点しない。

(その他)

10 建設現場における「週休2日」の普及に向けての効果や課題等を把握するため、発注者は、受注者に対し、別紙2のアンケート協力依頼を行うこととする。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

(特記仕様書の記載例)

本工事は、契約後に受注者からの提案・協議により、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。

週休2日に取り組む場合は、「京都府農林水産部所管府営事業に係る週休2日制工事試行要領」(以下、「試行要領」という。)に基づき実施することとし、その旨を監督職員に申し出ること。

実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。

天候や地域住民対応等の不測の事態により予定していた現場閉所日の施工が必要となった場合は、監督職員と協議のうえ、振替日を設定する等、週休2日の確保を行うこと。

「試行要領」に基づき、週休2日(4週8休以上)の現場閉所を実施したことが確認できた場合、成績評定において加点対象とする。

【「漁港漁場整備工事」以外の工事の場合】

なお、4週6休(21.4%)以上の現場閉所を実施したことが確認できた場合は、「試行要領」8に基づき、設計変更の対象とする。

【「漁港漁場整備工事」の場合】

併せて「試行要領」8に基づき、設計変更の対象とする。

週休2日制工事アンケート調査表(受注者用)

発注者名： _____

工事番号： _____ 第 _____ 号

工事名： _____ 工事

当初請負額： _____ 円

最終請負額： _____ 円

当初工期： _____ ~ _____

最終工期： _____ ~ _____

回答者：受注者(会社名) _____ (職氏名) _____

※回答を選択する場合は番号を○で囲んでください。

問1 今回の工事で、計画的に週休2日相当の休暇を取得できましたか？

- ① できた。
- ② できなかった。

できなかった場合、その理由は何ですか？

問2 当初工期に変更はありましたか？

- ① 変更なし。
- ② 変更あり。

その理由は何ですか？

問3 これからも機会があれば週休2日制工事を利用しますか？

- ① 利用する。
- ② 工事内容に応じ利用する。

その理由は何ですか？

- ③ 利用しない。

その理由は何ですか？

問4 週休2日制を実施することで、建設業に若年労働者等の担い手が増えると思いますか？

- ① 増えると思う。
- ② 増えると思わない。

増えると思わない場合、その理由は何だと思えますか？
